

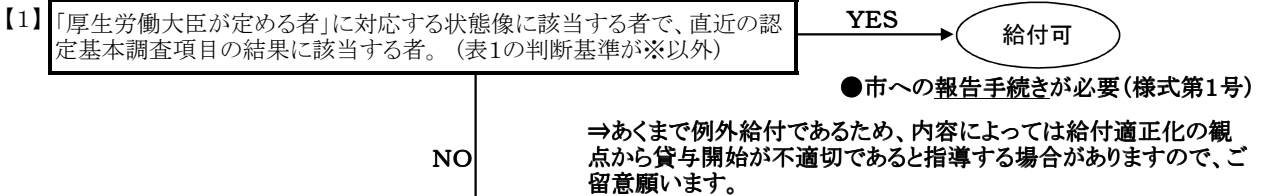
●軽度者等に対する福祉用具貸与の例外給付に関するフロー図

◎ 軽度者(要介護1・要支援1・2)等に対する福祉用具貸与の給付要件

○ 要支援の方に関しては、市長寿福祉課において、介護予防プランに介護予防福祉用具貸与を位置付けるかどうかを調整後、下記の対応となります。

A							B			
車いす・車いす付属品	特殊寝台・特殊寝台付属品	床ずれ防止用具	体位変換器	認知症老人徘徊感知機器	移動用リフト	自動排泄処理装置(要介護2・3含む)	手すり	スロープ	歩行器	歩行補助つえ
給付要件:軽度者等に対する福祉用具貸与に関する例外給付については、「厚生労働大臣が定める者」に該当しなければならない。 (平成24年厚労省95号告示第25号のイ及び第79号)							給付要件 : なし → 給付可			

◎ Aの種目に係る判断手順

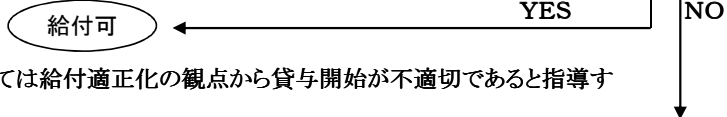


【2】 「厚生労働大臣が定める者」に対応する認定基本調査項目の結果以外の項目に該当する者。(表1の判断基準が※)

「車いす・車いす付属品」	「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」である。
・次の項目に全て該当している者 ①車いすを利用しないと通院、食材や日用品の買い物ができない場合、又は自宅内であっても日常生活動作の自立のために必ず必要な場合で、週1回以上の利用があること。 ②他の福祉用具で代替できないこと。 ③普通型電動車いすの場合、運転の支障となるような認知症等による理解力の低下及び、視力・聴力・手指等の障がいがないこと。	
「移動用リフト(段差解消機)」	「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」である。
・次の項目に全て該当している者 ①屋内の移動もしくは家屋の出入りについて、段差の解消のために段差解消機が必要と認められる場合で、週1回以上の利用があること。 ②他の福祉用具や、住宅改修における段差解消工事や手すり取り付け工事等の他の支援方法では解決できないこと。	

※主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか、軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、指定居宅介護(介護予防)支援事業者が判断する。

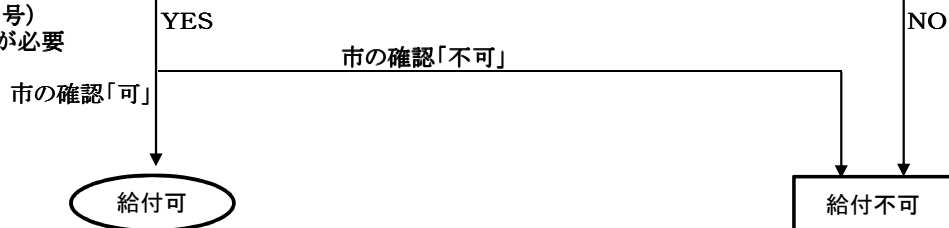
●市への報告手続きが必要(様式第2号)



【3】 【1】及び【2】に該当しない場合でも、下記の(1)及び(2)の要件を満たし、市が書面等確実な方法により確認することができる場合。(表2・3)

(1) i からiiiまでのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断されている。 i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に「厚生労働大臣が定める者」に該当する者 ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに「厚生労働大臣が定める者」に該当することが確実に見込まれる者 iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から「厚生労働大臣が定める者」に該当すると判断できる者
(2) サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている。

●市の確認手続きが必要(様式第3号)  
※同意署名が必要



注: 【 】や表については、「軽度者等における福祉用具貸与の例外給付に関する取扱いについて」に対応しています。